





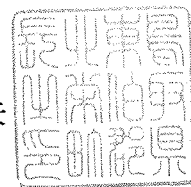


議長	局長	団	議	主査
				

受 総 第 3 2 4 号
令 和 2 年 3 月 5 日

北栄町議会議長 前田 栄治 様

北栄町長 松本 昭夫



議会報告会における参加者からの要望等について（回答）

令和2年2月5日付で通知のありましたこのことについて、要望に対する町の回答をまとめましたので別紙のとおり回答します。



要望等に対する町の対応方針

	要望内容	要望に対する回答	担当課
1	こども園では園児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることになっている。園で処分することはできないか。また、デイサービス等は今のところ施設で処分しているが、これも持ち帰ることになると大変である。(西園)	以前、園で処分することの検討を行いました。園児の多い園では、1日あたり300枚以上の使用済み紙おむつが出ると考えられ、ごみ収集日までの保管場所や、衛生上の問題などから、保護者への持ち帰りをお願いしています。	教育総務課
		現在のところ、デイサービス等で使用した紙オムツを持ち帰らせるようにしている町内の事業所はないようです。 なお、デイサービス等の利用については、介護事業所と利用者の契約であり、紙オムツの処分方法など、町の権限がおよばないところがあることをご理解ください。	福祉課
2	湯梨浜町のように、民間住宅メーカーと連携して宅地造成ができないか。(西園)	町が団地造成を行う計画は持っていません。可能な限り民間活力を活用し、民間から宅地造成の相談があった際は、個別に対応を行います。	企画財政課
3	役場前の大看板にはすいか空港が載っているが、観光協会等の設置した看板や町が発行する地図などにも載せては。(岩坪)	観光看板・地図については、更新時に観光協会と相談し、検討します。	観光交流課
4	県園芸試験場南側の十字路交差点は、由良宿方面から比山方面に向かって右折する際、極端に近回りをする車両が多く、比山方面から県道に進入するため一時停止している車両と衝突しそうになる。比山方面からの見通しが悪く大変危険なので改善を望む。(岩坪)	当該箇所については、信号機、カーブミラーの設置要望をいただいています。信号機については、通行量が基準を満たさず、設置はできないとの倉吉警察署回答でした。また、カーブミラーについては、交通ルールに従い一時停止・徐行を行うことによって左右確認が確実にできることから設置基準を満たさず、設置はできないとしています。当該箇所については、取り締まりの強化を倉吉警察署に依頼します。	総務課
5	由良宿7区住宅地の中は狭く、冬には屋根からの落雪で通行困難なところがある。(緑ヶ丘団地)	町が行う除雪区域以外の箇所は、自治会で除雪をお願いします。除雪や除雪機の購入に対する助成制度がありますので、ご活用ください。	総務課

	要望内容	要望に対する回答	担当課
6	<p>耕作放棄地の雑草繁茂は、種子の飛散や病虫害の発生原因となるため、町内全域で早急な対策が必要となる。町及び農業委員会の取組みは（国坂浜）</p>	<p>（産業振興課）</p> <p>耕作放棄地の解消につきましては、地域の主体的な取組を後押しするため、多面的機能支払交付金を活用いただくことや、人・農地プランの実質化に向けて、地域での話し合いを深め、担い手へ農地を有効に活用いただくようにしてまいります。</p> <p>また、農産物、特産品の生産振興を充実して、収益性をたかめ、多様な人材が農業に参入する環境整備を行って、農業従事者、農業後継者を増やす取り組みを行います。そのことで結果的に農地の利用が高まることを期待するものです。</p> <p>（農業委員会）</p> <p>農地の管理が行き届かなくなると、雑草が繁茂し飛散することから、近隣の農地はもちろん、私たちの生活環境にも悪影響を与えることになります。</p> <p>農業委員会では、委員が日常的に行っている農地パトロールで管理ができていない農地を把握するほか、農地法の規定に基づく農地の『利用状況調査』を毎年実施し、遊休化していると判断した農地については、農地所有者に『利用意向調査』を行い、貸し出しの意向があれば、地区担当委員と事務局、中間管理推進員で他に耕作できる方が無いか探すようにしています。</p> <p>しかしながら、貸し出しの意向がある場合等であっても、農地条件（かん水施設の有無、位置、面積等）により遊休化している場合は、農業者の減少と相まって耕作者が見つからない場合がほとんどで、この度ご相談の農地も同様な農地と思われます。</p> <p>このような中、農業委員会には適切な管理のできていない農地周辺の農地所有者や近隣の方から、「害虫が発生し自身の農作物の生育に支障がある。」「ススキの穂が飛んできて洗濯物に付着するので困る。」「交差点付近なので見通しが悪くなり危ない。」など日常生活に具体的に支障が出ているといった苦情をいただくことが多々あります。</p> <p>この場合の対応としましては、農地所有者に連絡しその苦情の内容を説明して、</p>	<p>産業振興課 農業委員会</p>

	要望内容	要望に対する回答	担当課
		<p>ご自身で除草していただく、できない場合には北栄町シルバー人材センター等他者に委託してでも除草していただくなど、定期的な耕運や草刈り等で適切に管理いただくよう地区担当委員や事務局から農地所有者に要請するようにしています。</p> <p>つきましては、ご相談の農地の位置等を地区担当委員又は事務局までご連絡をお願いします。</p> <p>なお、適切に管理できていない農地は町内全域に存在するため、委員と事務局が協力して引き続き管理が不十分になりつつある農地を早期に把握し耕作者を探すと共に、農業委員会だより『菜種』を通して農地所有者に対する農地の適切管理の啓発に努めてまいります。</p>	
7	<p>海岸清掃について（国坂浜）</p> <p>ア 隣接する自治会との境界線が不明確である。</p> <p>イ 自治会で海岸清掃を行う区域内に私有地があるが、私有地内も自治会で清掃すべきかという意見があり苦慮している。</p> <p>ウ 協力金の増額を検討してほしい。</p>	<p>海岸清掃の清掃範囲は平成27年度にお示しした図面を目安に判断していただきますようお願いいたします。境界線はあくまでも目安となりますので杭の設置等は考えていません。</p> <p>海岸清掃は「公共海岸」の清掃を沿岸自治会にお願いしているもので、厳密には私有地は対象範囲にあたりません。</p> <p>しかしながら、地域の海岸の快適な環境づくりを目的に清掃をお願いしていますので、土地所有者の方も含め、地域の海岸の環境整備にご協力いただけますと幸いです。</p> <p>令和元年度の海岸清掃手数料は、通常の手数料に、本来対象外となるボランティア奨励金相当額を加算していますので、さらなる増額は困難です。</p>	<p>住民生活課</p> <p>住民生活課</p> <p>住民生活課</p>
8	<p>運転免許返納者や高齢者等の交通手段を確保するため、行政によって送迎福祉バスを運行してほしい。（国坂浜）</p>	<p>町では、運転免許返納者や高齢者等の交通手段の確保のため、タクシー利用料助成事業を実施していますので、行政による送迎福祉バスの運行については、考えていません。</p>	福祉課